第42回定時株主総会
招集ご通知

日　時　2019年6月27日（木曜日）
午前10時　開会
（午前９時　受付開始）

場　所　群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダ電機
本社 12階 コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目　次

招集ご通知
第42回定時株主総会招集ご通知 …… 1
招集通知提供書面
事業報告
１．企業集団の現況 …… 4
２．会社の現況 …… 14
連結計算書類 …… 20
連結計算書類に係る監査報告 …… 22
計算書類 …… 24
計算書類に係る監査報告 …… 26

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件 …… 28
第２号議案　監査役１名選任の件 …… 29
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 …… 30

YAMADA

証券コード　9831

証券コード　9831
2019年５月30日

株　主　各　位

群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社　ヤマダ電機
代表取締役社長　三　嶋　恒　夫

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年６月26日（水曜日）午後６時までに以下のいずれかの方法により議決権を行使されますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権の行使】

所定の議決権行使ウェブサイトにパソコンでアクセスし、上記の行使期限までに賛否をご登録ください。詳細につきましては３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月27日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻　午前９時）

２．場　　所　群馬県高崎市栄町１番１号
本社　12階　コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第42期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第42期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」
② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載された内容と、この①と②で構成されております。監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載された内容と、この③と④で構成されております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　**https://www.yamada-denki.jp/**

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1．インターネットによる議決権行使について

⑴ 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）より議決権のご行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。
なお、パスワードは、初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

⑵ 議決権の行使期限は2019年６月26日（水曜日）午後６時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めにご行使をお願いいたします。

⑶ 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使された場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使された場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。

⑷ 議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

⑸ インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。

【 ご注意 】

・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
なお、パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。

・パスワードは、一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・「議決権行使ウェブサイト」は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（下記）までお問い合わせください。

⑴ 「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00～21:00）

⑵ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00～17:00）

≪ ご参考 ≫

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

［国内外経済等の背景について］

当連結会計年度における我が国経済は、政府による各種経済対策等を背景に、企業収益、雇用・所得環境の改善等が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、世界経済は、米国の保護主義的な通商政策による貿易摩擦の長期化に伴う世界経済に与える影響や欧州の政治情勢の不安定さ、金融資本市場の変動影響、中国経済の減速、混迷を極める中東情勢による原油価格高騰等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

小売業界全体としては、人手不足による人件費の上昇や物流費の上昇等によりコストが増加傾向にあり、少子高齢化・人口減が進む日本において、中長期的な課題として顕在化しはじめております。また、消費者のライフスタイルの変化や購買行動の多様化が消費動向に影響を及ぼしており、顕著な取捨選択により短期的な買い替え需要が鈍化する業種がある一方で、高額商品が伸びた業種がある等、めまぐるしく環境が変化し、不透明感が増すなかで、これまでの概念にとらわれない、将来を見据えた革新的な経営が更に求められています。

［家電流通業界について］

当社グループが属する家電流通業界において、今夏は、全国各地での災害や酷暑に加え、各災害復旧等に伴う慢性的な人手不足も重なり、売上や利益に大きな影響を及ぼしました。しかし、主要商品を中心とした堅調な買い替え需要の下支えにより、売上は堅調に推移したと推察されます。

商品別には、家電エコポイントや地デジ化に伴う特需の反動減による長引く市場低迷が続いてきたテレビに底打ち感が見られ、2018年12月１日に「新４Ｋ８Ｋ衛星放送」が開始されたことから４Ｋテレビや有機ＥＬテレビ等の高単価商品を中心に好調に推移しました。冷蔵庫・洗濯機につきましても買い替え需要に下支えられ好調に推移しました。エアコン等の季節商品は、暖冬の影響があったものの、夏の酷暑及び年間を通してのエアコンの需要により好調に推移しました。携帯電話は、販売施策是正の影響や2018年秋に発売された新型機種に伸び悩みが見られたものの、高単価商品が牽引し、好調に推移しました。一方、パソコン等のデジタル関連商品は、利用構造（目的や用途）や購買構造の変化から、長らく伸び悩みが続いております。また、ブロードバンドは、各通信キャリアの大容量データ通信プラン等の普及により、市場縮小の影響がありました。

［当社の取り組みについて］

このような家電市場を背景に、当社は、全国店舗ネットワークや6,000万件を超す各種会員のビッグデータの分析と活用による新たなサービスを開拓し、持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けてまいりました。

その取り組みとして、今までヤマダ電機グループが提供する各種サービスを「住宅設備機器事業部」「金融サービス事業部」「サポートサービス事業部」「環境ビジネス事業部」「ネットモールサービス事業部」「モバイル事業部」「家電販売事業部」「関係子会社家電事業部」「法人事業部」に区分し、それぞれの事業別の管理を強化、推進してまいりました。

その中でも、「住宅設備機器事業部」については、2017年よりスタートした新業態店舗『家電住まいる館』の開発を継続し、2019年3月末までに74店舗（今期：54店舗）を改装オープンしました。これまで様々な商圏に対し、形態が異なる「家電住まいる館」への改装を行い、実験、検証を繰り返し、１号店オープンから１年半の時間を要しましたが、コンセプトに沿った基本フォーマットが整いました。

また、住宅商品開発強化と全国店舗統廃合ネットワークの一体となる営業効率向上強化による利益最大化のため、2018年４月１日付の株式会社ナカヤマの吸収合併（リフォーム事業の拡大）や2018年10月１日を効力発生日として、当社連結子会社である株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム（現：株式会社ヤマダホームズ）を存続会社とする４社合併を行いました。また、家電・リフォームに加え、「家電住まいる館」の展開にあわせ、家具・インテリア関連のＳＰＡ商品の開発の推進や株式会社大塚家具との業務提携（2019年２月）、株式会社家守りホールディングスとの資本業務提携（2019年２月）を行い、「住宅まるごと提案」の拡充を図りました。

その他の取り組みとして、当社直営ネットショップ「ヤマダウェブコム」に加え、2017年８月の「Ｙａｈｏｏ！ショッピング」への出店に続き、今期は、「楽天市場（2018年７月）」、「Ｗｏｗｍａ！」（2018年10月）に出店し、ネットと店舗網、物流網の強みを活かしたネット販売の強化・推進と店舗の融合を図りました。また、パーソナル少額短期保険株式会社（現 株式会社ヤマダ少額短期保険）の株式取得（2018年８月）や株式会社ヤマダライフ保険の設立（2018年８月）による「金融事業」の拡大、株式会社スリーダムとの合弁会社「ソーシャルモビリティ株式会社」の設立（2018年12月）やインバウンド向け決済「ＷｅＣｈａｔＰａｙ」の全国展開とキャッシュレス決済方法「ＰａｙＰａｙ」、「ＬＩＮＥ Ｐａｙ」の多様化等を推進し、利便性やＣＳの向上を図りつつ、新たなビジネスモデルの構築につながる将来に向けた種まきを行ってまいりました。

また、第２四半期連結累計期間（2018年４月１日～2018年９月30日）に家電事業強化として新しい収益モデルへの改革（以下ご参照）に取り組みました。

①バーチャルとリアルの融合による交叉比率向上を目指したセルアウトへの改革の実施。

②既存の家電住まいる館の様々な効果検証に基づく最適化・最大化された新フォーマットへの再改装、再々改装の実施。

以上の改革による成果が表れ、第３・４四半期連結会計期間（2018年10月１日～2019年３月31日）の実績が修正計画通りの回復となり、売上総利益が飛躍的に改善、経常利益率も第２四半期連結累計期間の1.3%から3.3%へ大幅に改善しました。

なお、2018年12月中旬以降の急速な為替変動に伴う為替差損が発生しております。その影響につきましては、以下の「[ご参考][（連結）各会計期間の「為替差損益を除く」業績の推移]」をご参照ください。

［ご参考］［（連結）各会計期間の「為替差損益を除く」業績の推移］

（単位：百万円・％）

	上期 （2018年４月１日 ～2018年９月30日）	下期 （2018年10月１日 ～2019年３月31日）	通期 （2018年４月１日 ～2019年３月31日）
売上高	793,670	806,912	1,600,583
経常利益	9,426	27,607	37,033
経常利益率	1.2	3.4	2.3

［ＣＳＲについて］

ヤマダ電機グループは、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指し、実体を伴った形だけではないＣＳＲ経営を継続して実践、積極的な活動を続け、持続可能な社会の実現に貢献しております。また、社会課題の解決に寄与し、企業価値を向上させる企業であり続けるためには、ＥＳＧ（環境・社会・企業統治）への配慮が必要不可欠であると認識し、積極的な取り組みを行っております。（ https://www.yamada-denki.jp/csr/ ）

［店舗数について］

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、24店舗の新規出店、19店舗の退店により、直営店舗数975店舗（単体直営667店舗、ベスト電器160店舗、その他連結子会社148店舗）となり、ＦＣ含むグループ店舗数総計は12,570店舗となっております。

［業績のまとめ］

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,600,583百万円（前期比1.7％増）となりました。売上総利益は440,990百万円（前期比0.7％増）、営業利益は27,864百万円（前期比28.1％減）、経常利益は36,889百万円（前期比22.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,692百万円（前期比50.7％減）となり、前期比につきましては、減益となりました。その主な要因は、第２四半期連結累計期間に実施した取り組み等（前記①～②をご参照）による販売費及び一般管理費の増加、為替差損の発生によるものです。

なお、第３・４四半期連結会計期間（2018年10月１日～2019年３月31日）は、新しい収益モデルへの改革の成果が表れ、経常利益ベースで大幅な改善が図られ、概ね計画通りに推移いたしました。

企業集団の商品の品目別売上高

（単位：百万円）

期別 / 品目別	前期（自 2017年４月１日 至 2018年３月31日）		当期（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）		増減（△は減少）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		%		%		%
家電・情報家電	1,322,610	84.0	1,341,511	83.8	18,901	1.4
非家電	251,262	16.0	259,071	16.2	7,809	3.1
合計	1,573,873	100.0	1,600,583	100.0	26,710	1.7

（注）　消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、16,110百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

家電住まいる館YAMADA長岡店他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品13,513百万円、テックランド筑紫野店土地等830百万円、家電住まいる館YAMADA駒生店他の差入保証金1,767百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金としては、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2018年４月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社ナカヤマを吸収合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社、エス・バイ・エル住工株式会社は、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを吸収存続会社、他３社を吸収消滅会社として、2018年10月１日付で合併いたしました。また、合併後の存続会社の商号を「株式会社ヤマダホームズ」に変更いたしました。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年９月１日を効力発生日として、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2)　直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第39期（2016年３月期）	第40期（2017年３月期）	第41期（2018年３月期）	第42期（2019年３月期）
売上高(百万円)	1,612,735	1,563,056	1,573,873	1,600,583
経常利益(百万円)	62,734	66,040	47,335	36,889
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	30,395	34,528	29,779	14,692
１株当たり当期純利益	38円22銭	43円00銭	36円77銭	18円18銭
総資産(百万円)	1,146,722	1,159,456	1,175,568	1,184,042
純資産(百万円)	557,722	585,547	588,740	591,593

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社沖縄ヤマダ電機	100	100.0	家電・情報家電等の販売
コスモス・ベリーズ株式会社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社マツヤデンキ	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社星電社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダフィナンシャル	50	66.0	クレジットカード事業
株式会社九州テックランド	75	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社シー・アイ・シー	81	84.6	産業廃棄物処理委託業務
インバースネット株式会社	122	77.1	中古パソコンの販売
株式会社Project White	10	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダホームズ	9,068	100.0	戸建住宅の請負、設計及び施工、戸建分譲住宅の施工及び販売
株式会社ハウステック	350	100.0	住宅設備機器の製造・販売
株式会社ベスト電器	37,892	100.0	家電・情報家電等の販売
山田電機（瀋陽）商業有限公司	百万ドル 67	100.0 (50.9)	家電・情報家電等の販売
山田電機（中国）投資有限公司	百万ドル 30	100.0	投資、卸売業
株式会社ワイズセレクト	10	100.0	医薬品・日用品等の販売

（注）1．議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．株式会社ナカヤマは、2018年４月１日付で当社に吸収合併しております。
3．当社は、2018年９月１日付で株式交換により株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの全株式を取得し、完全子会社といたしました。
4．株式会社ヤマダ・ウッドハウスは、2018年10月１日付で株式会社ヤマダ・エスバイエルホームに吸収合併しております。
5．株式会社ヤマダ・エスバイエルホームは、2018年10月１日付で株式会社ヤマダホームズに商号変更いたしました。

⑷ 対処すべき課題

2020年３月期につきましては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、引き続き緩やかな景気回復が期待されますが、米国の通商政策による貿易摩擦の長期化、英国のＥＵ離脱交渉、中国経済の減速、金融資本市場の変動の影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

小売業界全体としては、為替変動による物価上昇と実質賃金の低下により、生活防衛意識の高まりによる慎重な購買活動や節約志向が続くものと思われます。また、人手不足による人件費の上昇や物流費の上昇、電気料金の上昇等さらなるコストの増加、少子高齢化・人口減少、消費者のライフスタイルの変化、業種・業態を超えた競争の激化等、引き続き厳しい状況が続くと予想されます。

当社グループが属する家電流通市場は、2019年10月に予定されております消費税率引上げに伴う需要とその反動減から若干のプラスで推移すると見られます。商品別では、４Ｋ・８Ｋ衛星放送や有機ＥＬテレビの市場拡大により映像機器は好調に推移すると予想されます。冷蔵庫、洗濯機等の白物家電は買い替え需要に下支えられ堅調に推移すると予想されます。エアコン等の季節関連商品は、夏季（６月～８月）の平均気温が平年並みになるとの予報が出ており、2018年夏季は酷暑によりエアコン出荷台数が過去最高を記録していることから前年同期比で減少が予想されます。パソコン等のデジタル関連商品は、2020年１月に「Ｗｉｎｄｏｗｓ７」のサポート終了が予定されており、法人を中心に需要が見込まれ好調に推移すると予想されます。携帯電話は、電気通信事業法改正による携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離により、需要に影響を及ぼすと予想されます。

当社グループは、このような市場環境の中、2019年度の経営スローガンに「継続的改革、革新で利益創出」を掲げ、前期に整った「家電住まいる館」の基本フォーマットに沿い、「家電住まいる館」の開発ならびに展開に注力し、業態変更（改装）を年間約100店舗と新店の開発を行ってまいります。また、従来の家電・リフォームに加え、家具・インテリア関連のＳＰＡ商品の開発強化や株式会社家守りホールディングスの「家守りステーション」の展開、ホームＩｏＴサービス「ＹＡＭＡＤＡスマートホーム」の取り扱い等により「住宅まるごと提案」の拡充を図っていきます。その他、家電販売だけに頼らない新しい収益モデルへの改革の継続、ネットと店舗網、物流網の強みを活かしたネット販売の強化・推進と店舗の融合等、これまでの取り組みを継続して実践し、「日本最大級のネットワーク・サービスのＩｏＴ企業」という長期ビジョンのもと、家電オンリーのビジネスから、新たな「ハウスライフＩｏＴネットワークソリューションビジネス」へのシフトを推進してまいります。

これからも家電業界のリーディングカンパニーとして、さまざまなステークホルダーの皆様との信頼関係を築き、ヤマダ電機グループ内のシナジーを活かしたＣＳＲ経営を推進し、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指してまいります。

⑸ 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、主として家庭用電気製品、デジタル関連製品等を取り扱う大型家電専門店の多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

⑹ 主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

① 株式会社ヤマダ電機

北海道	35	埼玉県	33	静岡県	14	鳥取県	5	佐賀県	7
青森県	10	千葉県	33	岐阜県	10	島根県	5	大分県	5
秋田県	11	東京都	41	愛知県	30	岡山県	15	長崎県	5
岩手県	11	神奈川県	35	滋賀県	9	広島県	15	熊本県	4
宮城県	19	新潟県	21	大阪府	21	山口県	14	宮崎県	13
山形県	11	富山県	13	京都府	8	愛媛県	8	鹿児島県	8
福島県	14	石川県	9	兵庫県	18	高知県	9		
栃木県	16	福井県	6	三重県	11	香川県	9		
茨城県	18	長野県	19	奈良県	6	徳島県	5		
群馬県	20	山梨県	5	和歌山県	6	福岡県	27	合計	667

② 株式会社沖縄ヤマダ電機

沖縄県	7							合計	7

③ 株式会社マツヤデンキ

北海道	9	千葉県	4	大阪府	21	香川県	3		
岩手県	1	東京都	1	京都府	6	徳島県	3		
山形県	1	新潟県	1	兵庫県	5	高知県	1		
福島県	1	愛知県	15	奈良県	1	熊本県	4		
埼玉県	1	滋賀県	2	岡山県	5	鹿児島県	1	合計	86

④ 株式会社星電社

兵庫県	7							合計	7

⑤ 株式会社九州テックランド

福岡県	5	大分県	5	熊本県	7				
佐賀県	1	長崎県	1	鹿児島県	11			合計	30

⑥ 株式会社Project White

北海道	1	愛知県	1	福岡県	1				
東京都	7	大阪府	1					合計	11

⑦　株式会社ワイズセレクト

東京都	6							合計	6

⑧　株式会社ベスト電器（連結子会社含む）

北海道	6	神奈川県	5	岡山県	1	佐賀県	9	沖縄県	9
岩手県	1	長野県	1	山口県	4	大分県	10	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	11
埼玉県	3	静岡県	1	香川県	1	長崎県	12	ﾏﾚｰｼｱ	8
千葉県	2	大阪府	1	徳島県	1	熊本県	19		
東京都	1	島根県	3	福岡県	43	宮崎県	8	合計	160

⑨　山田電機（瀋陽）商業有限公司

中国	1							合計	1

⑺ **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
18,853（9,520）名	899名減（57名減）

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,432（7,744）名	271名増（25名減）	38.7歳	12.1年

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	78,762百万円
株式会社三井住友銀行	40,299
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	39,101
株式会社東和銀行	11,489
株式会社群馬銀行	11,460
株式会社八十二銀行	11,360
株式会社西日本シティ銀行	3,851
株式会社北越銀行	3,820
三井住友信託銀行株式会社	1,115

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社及び連結子会社である株式会社ヤマダ・エスバイエルホームは、2018年６月15日開催の両社の取締役会により、2018年９月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。その結果、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームは東京証券取引所において、2018年８月29日付で上場廃止となりました。

また、当社の連結子会社である株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社、エス・バイ・エル住工株式会社は、2018年10月１日を効力発生日として、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを存続会社とする４社合併を行いました。また、合併後の存続会社の商号を株式会社ヤマダホームズに変更いたしました。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　2,000,000,000株
② 発行済株式の総数　966,489,740株
③ 株主数　229,207名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社テックプランニング	65,327	8.03
ゴールドマンサックスインターナショナル（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	59,769	7.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	49,580	6.10
ソフトバンクグループ株式会社	48,324	5.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	36,304	4.46
山田　昇	28,924	3.56
エムエルアイフォークライアントジェネラルオムニノンコラテラルノントリーティーピービー（常任代理人　メリルリンチ日本証券株式会社）	19,627	2.41
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　５０５２３４（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	17,544	2.16
株式会社群馬銀行	17,410	2.14
ＣＧＭＬ　ＰＢ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ／ＣＯＬＬＡＴＥＲＡＬ（常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	15,760	1.94

（注）１．当社は、自己株式を153,169千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	担当	氏名
代表取締役会長	取締役会議長	山田　昇
代表取締役副会長	代表執行役員	一宮忠男
取締役	執行役員副会長	桑野光正
代表取締役社長	代表執行役員	三嶋恒夫
取締役	執行役員副社長Newﾋﾞｼﾞﾈｽ開発室長	飯塚裕恭
取締役	執行役員専務経営企画室長兼CSR推進室長	岡本潤
取締役	執行役員常務IT事業本部長兼ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ事業部長	小林辰夫
取締役	執行役員常務法務室長	樋口春彦
取締役	執行役員常務関係会社管理室長兼住宅設備管理室長	新井仁
取締役	執行役員常務商品本部長兼営業商品戦略室長	上野善紀
取締役	上席執行役員開発本部長兼店舗施工管理部長	福田貴之
取締役	上席執行役員秘書室長兼人材開発室長	小暮めぐ美
取締役	上席執行役員管財本部長	福井章
取締役		得平司
取締役		福山裕幸
監査役（常勤）		五十嵐誠
監査役		高橋正光
監査役		飯村北

（注）１．取締役得平　司氏及び福山裕幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役高橋正光氏及び飯村　北氏は、社外監査役であります。
３．当社は各社外取締役及び各社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

区分	氏名	兼職する他の法人等	兼職の内容
代表取締役	山田　昇	㈱テックプランニング ㈱ヤマダホームズ ㈱ハウステック	代表取締役 代表取締役 代表取締役
代表取締役	一宮忠男	㈱テックプランニング	監査役
取締役	飯塚裕恭	㈱ヤマダフィナンシャル ㈱ワイズセレクト	取締役 取締役
取締役	岡本　潤	㈱ベスト電器 ㈱ヤマダホームズ ㈱ハウステック	取締役 取締役 取締役

区分	氏　名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取締役	小林辰夫	コスモス・ベリーズ㈱ ㈱ベスト電器 ㈱Project White	取締役 取締役 取締役
取締役	樋口春彦	㈱テックプランニング ㈱シー・アイ・シー コスモス・ベリーズ㈱	取締役 取締役 取締役
取締役	新井仁	㈱沖縄ヤマダ電機 ㈱ハウステック ㈱ヤマダホームズ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱ベスト電器 ㈱シー・アイ・シー インバースネット㈱ ㈱マツヤデンキ ㈱Project White ㈱ワイズセレクト	代表取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	上野善紀	㈱九州テックランド ㈱マツヤデンキ ㈱星電社	取締役 取締役 取締役
取締役	福田貴之	㈱九州テックランド ㈱ハウステック ㈱ベスト電器	取締役 取締役 取締役
取締役	福井章	㈱Project White	取締役
取締役	得平司	㈱クロス ㈲フィック	代表取締役 代表取締役
取締役	福山裕幸	福山裕幸技術士事務所	代表
監査役	五十嵐誠	㈱沖縄ヤマダ電機 ㈱シー・アイ・シー インバースネット㈱ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱マツヤデンキ ㈱星電社 ㈱ヤマダフィナンシャル ㈱九州テックランド ㈱ワイズセレクト ㈱Project White ㈱ハウステック ㈱ヤマダホームズ ㈱ベスト電器 ㈱テックプランニング	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役
監査役	高橋正光	ひかり税理士法人 ㈲高橋税務経営事務所	代表社員 代表取締役
監査役	飯村北	弁護士法人西村あさひ法律事務所 マルハニチロ㈱ ㈱不二越	社員 社外取締役 社外監査役

5．社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
山田重彰	2018年６月28日	任期満了	取締役
鈴木淳一	2018年６月28日	任期満了	取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	17名 (2)	956百万円 (10)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	31 (10)
合　計	20	987

（注）１．上記には2018年６月28日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名が含まれております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2016年６月29日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額111百万円（取締役12名）。
・当事業年度における株式報酬型ストックオプションのための報酬340百万円（取締役15名）。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役得平　司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社は株式会社クロスと業務委託等の取引関係があります。同社との取引規模は当社連結売上高の0.00003％未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。有限会社フィックと当社の間には特別の関係

はありません。

・取締役福山裕幸氏は、福山裕幸技術士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役高橋正光氏は、ひかり税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役飯村　北氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所の社員であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.003％未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役及び株式会社不二越の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（21回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	得平　司	21回	100％	－回	－％
取締役	福山裕幸	21回	100％	－回	－％
監査役	高橋正光	21回	100％	12回	100％
監査役	飯村　北	21回	100％	12回	100％

・取締役会及び監査役会における発言状況

1．取締役得平　司氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。

2．取締役福山裕幸氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、モノづくりを中心とした環境対応、地域貢献等、ＣＳＲの観点からも当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。

3．監査役高橋正光氏は、主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

4．監査役飯村　北氏は、弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただいております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	165百万円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、新収益認識基準の適用に関する助言業務及び財務デュー・ディリジェンス業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**558,463**	**流動負債**	**436,515**
現金及び預金	51,681	支払手形及び買掛金	114,006
受取手形及び売掛金	62,848	短期借入金	95,930
商品及び製品	379,290	１年内償還予定の社債	100,016
仕掛品	3,856	１年内返済予定の長期借入金	41,150
原材料及び貯蔵品	4,311	リース債務	2,694
その他	58,015	未払法人税等	10,701
貸倒引当金	△1,540	賞与引当金	8,274
固定資産	**625,578**	役員賞与引当金	116
有形固定資産	**420,623**	ポイント引当金	12,172
建物及び構築物	210,307	完成工事補償引当金	667
土地	189,002	関係会社整理損失引当金	282
リース資産	8,817	その他	50,501
建設仮勘定	763	**固定負債**	**155,933**
その他	11,732	長期借入金	66,428
無形固定資産	**34,901**	リース債務	9,024
投資その他の資産	**170,053**	役員退職慰労引当金	476
投資有価証券	9,398	商品保証引当金	7,973
長期貸付金	3,112	利息返還損失引当金	49
退職給付に係る資産	1,558	商品券等回収引当金	155
繰延税金資産	30,533	退職給付に係る負債	28,114
差入保証金	95,219	資産除去債務	32,803
その他	32,211	その他	10,907
貸倒引当金	△1,981	**負債合計**	**592,448**
		純資産の部	
		株主資本	**586,210**
		資本金	**71,058**
		資本剰余金	**79,403**
		利益剰余金	**503,700**
		自己株式	**△67,952**
		その他の包括利益累計額	**2,273**
		その他有価証券評価差額金	**539**
		為替換算調整勘定	**312**
		退職給付に係る調整累計額	**1,420**
		新株予約権	**1,493**
		非支配株主持分	**1,616**
		純資産合計	**591,593**
資産合計	**1,184,042**	**負債・純資産合計**	**1,184,042**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,600,583**
売上原価	**1,159,592**
売上総利益	**440,990**
販売費及び一般管理費	**413,126**
営業利益	**27,864**
営業外収益	**15,850**
受取利息	899
仕入割引	4,501
受取賃貸料	3,935
売電収入	2,002
その他	4,511
営業外費用	**6,825**
支払利息	1,242
為替差損	144
賃貸費用	3,081
賃借料	205
売電費用	822
その他	1,328
経常利益	**36,889**
特別利益	**1,123**
固定資産売却益	454
投資有価証券売却益	556
その他	113
特別損失	**12,915**
固定資産処分損	582
減損損失	9,965
その他	2,367
税金等調整前当期純利益	**25,097**
法人税、住民税及び事業税	14,341
法人税等調整額	△4,038
当期純利益	**14,794**
非支配株主に帰属する当期純利益	101
親会社株主に帰属する当期純利益	**14,692**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社ヤマダ電機
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　野　純　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御　厨　健太郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　島　　力	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第42期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月13日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役　五十嵐　誠　㊞

監査役　高橋正光　㊞

監査役　飯村北　㊞

（注）監査役高橋正光及び監査役飯村　北は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**461,716**	**流動負債**	**386,093**
現金及び預金	24,186	支払手形	19
受取手形及び売掛金	55,830	買掛金	88,378
商品及び製品	299,949	短期借入金	99,507
原材料及び貯蔵品	1,727	１年内償還予定の社債	100,016
関係会社短期貸付金	42,830	１年内返済予定の長期借入金	38,000
前払費用	5,631	リース債務	1,547
未収入金	28,209	未払金	16,547
１年内回収予定の差入保証金	5,044	未払費用	3,255
その他	2,251	未払法人税等	7,647
貸倒引当金	△3,944	前受金	4,951
固定資産	**586,771**	賞与引当金	6,582
有形固定資産	**360,155**	役員賞与引当金	111
建物	175,176	ポイント引当金	11,462
構築物	3,316	その他	8,065
機械及び装置	994	**固定負債**	**128,518**
車両運搬具	19	長期借入金	58,000
工具器具及び備品	7,661	リース債務	6,758
土地	165,810	退職給付引当金	22,838
リース資産	6,454	商品保証引当金	5,543
建設仮勘定	721	資産除去債務	29,391
無形固定資産	**33,358**	その他	5,986
借地権	31,375	**負債合計**	**514,611**
その他	1,982	**純資産の部**	
投資その他の資産	**193,257**	**株主資本**	**531,990**
投資有価証券	5,997	**資本金**	**71,058**
関係会社株式	33,288	**資本剰余金**	**78,809**
関係会社長期貸付金	26,266	資本準備金	70,977
長期前払費用	6,076	その他資本剰余金	7,831
繰延税金資産	30,571	**利益剰余金**	**450,075**
差入保証金	84,566	利益準備金	312
その他	19,136	その他利益剰余金	449,763
貸倒引当金	△12,644	別途積立金	435,000
		繰越利益剰余金	14,763
		自己株式	**△67,952**
		評価・換算差額等	**391**
		その他有価証券評価差額金	**391**
		新株予約権	**1,493**
資産合計	**1,048,487**	**純資産合計**	**533,875**
		負債・純資産合計	**1,048,487**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,396,451**
売上原価	**1,052,515**
売上総利益	**343,936**
販売費及び一般管理費	**323,834**
営業利益	**20,101**
営業外収益	**14,483**
受取利息	1,074
仕入割引	4,438
為替差益	603
受取賃貸料	3,204
売電収入	1,759
その他	3,402
営業外費用	**8,558**
支払利息	1,032
賃貸費用	2,908
賃借料	205
売電費用	710
貸倒引当金繰入	2,849
その他	852
経常利益	**26,027**
特別利益	**6,724**
抱合せ株式消滅差益	6,724
特別損失	**24,528**
固定資産処分損	391
減損損失	8,592
関係会社株式評価損	14,201
その他	1,343
税引前当期純利益	**8,223**
法人税、住民税及び事業税	10,487
法人税等調整額	△3,181
当期純利益	**916**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

株式会社ヤマダ電機
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　野　純　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御　厨　健太郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　島　　力	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の2018年４月１日から2019年３月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月13日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役　五十嵐　誠　㊞

監査役　高橋正光　㊞

監査役　飯村北　㊞

（注）監査役高橋正光及び監査役飯村　北は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への配当の安定性と継続性、将来における持続的な企業価値の向上や経営基盤の強化による安定した成長、財政状況や当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金13円　　総額　10,573,167,553円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　2019年６月28日

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役 高橋 正光 氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
高橋（たかはし） 正光（まさみつ） （1955年２月９日生） 社外監査役候補者 【再任】	1985年３月　税理士登録 1985年７月　高橋正光税理士事務所 代表 1987年３月　中小企業診断士登録 1990年12月　有限会社高橋税務経営事務所 代表取締役（現任） 2007年６月　当社社外監査役（現任） 2009年１月　ひかり税理士法人 代表社員（現任）
所有する当社の株式数 －株	【重要な兼職の状況】 有限会社高橋税務経営事務所 代表取締役 ひかり税理士法人 代表社員

（注）１．当社と監査役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

２．高橋 正光 氏は、社外監査役候補者であります。

なお、当社は、高橋 正光 氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が社外監査役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

３．社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

（１）社外監査役候補者の選任理由について

高橋 正光 氏は、税理士としての財務及び会計に関する豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、また、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年であり、十分にその職務を果たされていることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（２）社外監査役との責任限定契約について

該当事項はありません。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年６月27日開催の第31回定時株主総会において、年額750百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、2016年６月29日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション報酬額は年額450百万円以内とご承認いただいております。

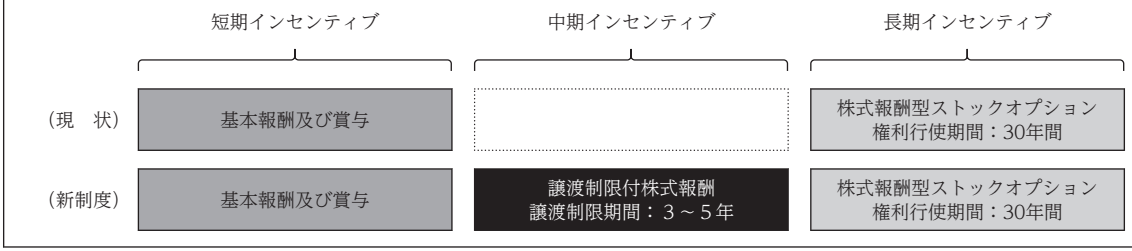
今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額450百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

本議案が可決されますと、当社の役員報酬制度は、短期インセンティブとしての基本報酬及び賞与、長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションに加えて、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬の３つのインセンティブ制度から構成され、これまで以上に当社の企業価値向上に向けた報酬体系が整います。

<取締役報酬制度のイメージ>



現在の取締役は、14名（うち社外取締役２名）であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1,000,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、下記（３）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に下記（３）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人、その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

メ　モ

メ　モ

定時株主総会
会場ご案内図

日時

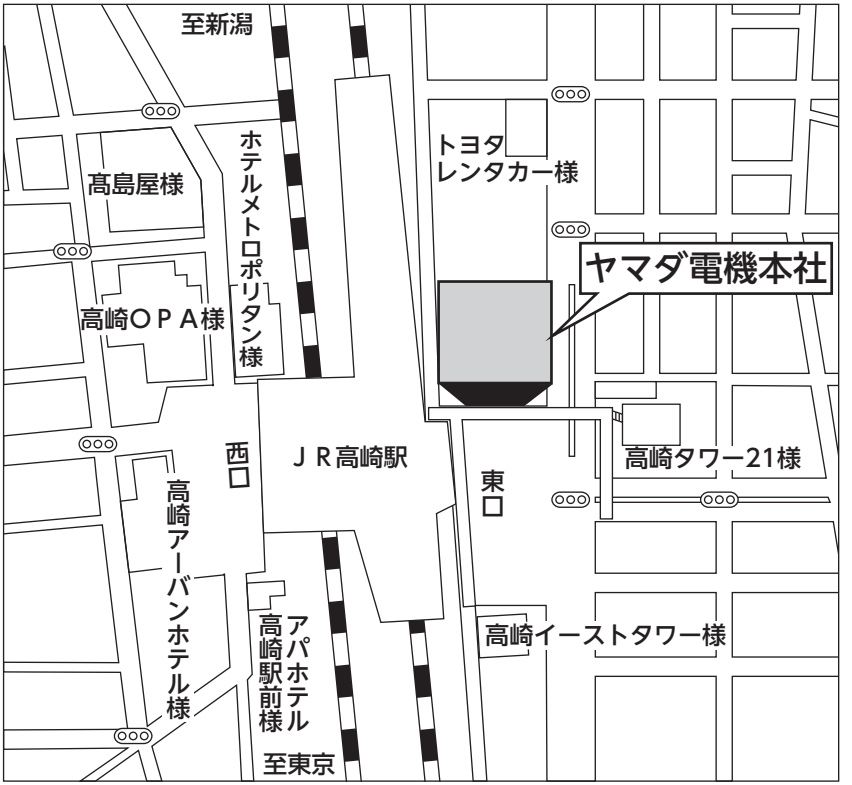
2019年６月27日(木曜日)
午前10時　開会
(午前９時　受付開始)

会場

群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダ電機　本社
12階 コンベンションホール

交通機関

・ＪＲ「高崎駅」東口より
徒歩約１分
・関越自動車道「高崎ＩＣ」より
約20分



お車でお越しの方へ

● お車でお越しの際は、本社（店舗：LABI1 LIFE SELECT 高崎）の立体駐車場６階をご利用ください。

なお、午前10時までに駐車された場合は、当社の店舗が開店しておりませんので、
夜間通用口からエレベーターで１階まで降りていただき、本社１階入口より入館してください。
また、お帰りの際は、店舗内のエレベーターにて駐車された階までお戻りください。

● ＪＲ「高崎駅」周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。